

私たち民生委員・児童委員、主任児童委員です！

問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

民生委員・児童委員は、地域福祉向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。地域の人々の生活状態を把握し、援助が必要な人の生活相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供などを行っています。また、社会福祉を目的とする事業や活動を支援するため、行政機関の業務に協力をするなどの活動も行っていきます。

下表は、あなたの地区の民生委員・児童委員です。委員が、悩みや心配ごとの解決のため、親身になって相談にのります。

子育てや生活のことで悩んでいる人、福祉制度が分からなくて一人で悩んでいる人など、まずは相談ください。

民生委員・児童委員（任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日）

主任児童委員

氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区
さいど けい子	白石・北原・鶯原	たけもと かすみ	山十町・上十町（下平）	ちぢいわ さちこ	菊水地区
いのまゑ 英治	江光寺・寺山・牧野・中原	いけがみ 久美子	中十町・上十町（猿掛、山口）	たかだ たつこ	三加和地区
さかもと 純雄	中路・馬場・皆行原	まめつか よしこ	板橋東		
ふくだ いっ子	大江田・藤田・前原・中央団地	きたむら 昇治	板橋西・住吉（上東）		
さかい 信幸	立石・浦谷・米渡尾	たばる まさつき	西口・住吉（迫丸、岡）		
まえふち 恭子	用木	なかしま よしこ	野田		
よしだ みどり	萩原・蜻浦	ふるかわ ようこ	上大田黒・下大田黒		
きむら 栄子	日平	かめぞき みなこ	上津田・下津田		
かわはら 百合子	久木野・岩尻・志口永	うち原 まさみ	上平野・下平野		
よしなが 菊子	古閑・本村・前野・榎原	よしむら のぶと	上岩・中岩・下岩		
ふんご 力	焼米・大屋	うしじま めいこ	中林・東吉地		
さかもと 節雄	下津原（東・菰田・中・西）	とくなが じゅんこ	下吉地・中吉地・上吉地（福田）		
さかもと 律子	内田	おかもと ひろみ	和仁・上吉地（栗崎、畑田、簾置）		
いまむら 裕司	長小田・上久井原・下久井原	いとう ひろみつ	中和仁		
とがみ 研司	江栗	もちまる こうさく	上和仁・開拓		
なかむら 博美	竜門				

ひきこもりの問題で悩みを抱えている人へ～こころの相談～

問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

和水町では明るい社会生活が送れるよう、生活上のいろいろな不安や悩みを相談できる「こころの相談」を毎月開催しています。今回は、「ひきこもりの問題に関する不安や悩み」をテーマに相談会を開催します。

家から出ることへの不安や、自宅にひきこもりがちになっていることへの不安や悩み、気になることなどなんでも結構です。相談に来てくださった方のペースを大切にしながら、ゆっくり、大切に、お聴きします。相談内容については秘密を固く守ります。ご家族や親しい人からのご相談もお受けします。

テーマ 「ひきこもりの問題に関する不安や悩み」

とき 令和5年1月24日（日） 午後1時～5時まで

ところ 和水町保健センター（三加和公民館横）

相談員 入江 純子（臨床心理士）

費用 無料

※相談は予約制です。ご利用の際は、匿名で結構ですので福祉課または住民課までご連絡ください。

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

問 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723

償却資産とは、固定資産税の一種で、事業をしている人がその事業をするために使用している資産（構築物、機械、装置、工具、器具・備品など）です。令和5年1月1日現在で償却資産を所有している人は、期限までに申告をお願いします。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

申告書の提出期限 1月31日（日）

申告が必要な人

・町内で事業をしている個人または法人

・町内で事業はしていないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

※確定申告、住民税申告をされる人で、経費の減価償却費の欄に下記の償却資産をお持ちの人は、固定資産税償却資産の申告も必要です。

申告方法

昨年申告があった人や課税標準額が100万円以上の人には、12月中旬に申告用紙を郵送しています。1年間の償却資産の増減を申告してください。

新たに事業を始めた人、課税標準額が100万円未満だが新たな償却資産を購入した人、申告用紙が届かない人は、ご連絡をお願いします。

償却資産の対象となるもの（業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、舗装路面、駐車設備など
農業	農業用機械類、ビニールハウスなど ※トラクター・コンバインは、軽自動車の課税対象ですので、償却資産の申告の必要はありません。
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫など
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍冷蔵付き含む）など
医（歯）科業	レントゲン装置、手術機器、ベッド、歯科診療用ユニット、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事など
理（美）容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、パーマ機、サインポールなど

観光バス、タクシー、トラック運送業の事業継続を支援します

問 商工観光課 観光係 ☎0968・86・5725

昨今の原油価格高騰に伴い、影響を受けている観光バス、タクシー、トラック運送業の事業者、事業継続のための支援金を次のとおり交付します。

対象事業者	対象車両	支援内容
次のすべての要件を満たす事業者とします。 (1) 観光バス、タクシー、トラック運送業事業者で、町内に事業所、営業所を有する事業者 (2) 今後も事業を継続する意思のある事業者 (3) 法令に基づいた営業許可を受けている事業者	次の①②を満たす車両とします。 ① 車検証にある使用の本拠の位置が和水町であること。 ② 令和4年10月1日時点で車検証交付後10か月経過している車両	(1) 観光バス（大型）、トラック（積載量10t以上） 60,000円／1台 (2) 観光バス（中型、小型、マイクロ）、タクシー、トラック（積載量10t未満） 30,000円／1台 (3) 軽貨物車両 15,000円／1台
① 観光バス業 一般貸切旅客自動車運送事業 ② タクシー業 一般乗用旅客自動車運送事業 ③ トラック運送業 一般及び軽貨物自動車運送事業	※対象車両は事業用自動車（緑・黒ナンバー）とします。	※支援金の上限額は1事業者あたり60万円とします。

申請期間 1月4日（日）～2月28日（日）

書類提出場所 商工観光課

申請書類は町ホームページからダウンロードできます。